

年金に関する ご相談はJA広島市へ

JA広島市で公的年金のお受け取りや
そのご予約をいただく組合員の方が増えています。
今回は、年金受給の流れや、JA広島市の年金相談について紹介するとともに、
会員組織のふれあい倶楽部「まめでがんす」についてご案内します。



これから年金を受給される方

これから年金を受給される方を対象に、毎年誕生月になると日本年金機構から年金の加入記録や見込額などが記載された「ねんきん定期便」が送られてきます。

なかでも35歳、45歳、59歳の誕生月に送られてくる「ねんきん定期便」は、それまでの加入履歴をはじめ、すべての納付状況の詳細が通知されています。加入記録に漏れや誤りがないかを念にチェックし、訂正があれば早めに手続きをする必要があります。掲載内容の見方がわからないなどの場合は、ご相談ください。

「ねんきん定期便」に記載の年金見込額は、ご自身が必要とする老後の生活資金との差額がどれくらいになるかなど、将来の生活設計の参考にもなります。不足と思われる場合は、公的年金に加えて、預貯金や私的年金などのプラスαも必要になってきます。

JA広島市では、貯金のご案内や私的年金にあたるJA年金共済のご提案なども行っています。

ふれあい倶楽部「まめでがんす」

ふれあい倶楽部「まめでがんす」は、JA広島市で公的年金をお受け取りいただいている、または公的年金のお受け取りをご予約いただいたJA広島市の組合員を対象とした会員組織です。会

JA広島市では、暮らしに関するさまざまなご相談にお応えしていますが、年金に関するご相談についても随時承っています。

本店に年金相談センターを設置し、専任職員による年金裁定請求や受給中の年金への疑問、「ねんきん定期便」の見方など、あらゆる年金に関する相談にお応えできる充実したサービスの提供に取り組んでいます。

また各支店では、社会保険労務士や年金アドバイザーによる年金相談会も計画的に開催し、個別相談も承っています。

年金の受給について

年金受給までの流れについては、下図のとおりです。年金請求手続きは、どなたでも多少の不安はあるのではないのでしょうか。相談が多いのもこの請求手続きについてで、年金相談センターでは年金請求のお手伝いをさせていただきます。

また、春は退職を迎える方が多い時期でもあります。退職時には年金の手続きの他に、健康保険の変更や雇用保険、税金などの申請の手続きも必要になってきます。

昨今は、退職を迎えた後も働かれる方は増えてきており、その場合には、新たに受け取る給料の額によっては、在職老齢年金の減額や雇用保険からの一部補填といったことがあります。ご不明な点などがございましたら、お気軽にご相談ください。

年金の受給までの流れについて

ねんきん定期便
毎年誕生月に送付されます。

年金請求書

特別支給の老齢厚生年金を受給できる方(左記の条件に該当される方)には、日本年金機構から受給開始年齢になる3カ月前に送付されます。

(条件)

- 男性の場合 昭和36年4月1日以前に生まれた方
- 女性の場合 昭和41年4月1日以前に生まれた方
- 老齢基礎年金の受給資格期間(10年)がある
- 厚生年金保険等に1年以上加入していた
- 60歳以上である(生年月日と性別により、支給開始年齢が変わります)
- つまり、「10年以上年金保険料を納めており、そのうち1年以上は厚生年金のある会社で勤めた経験がある」ことが必要です。

年金請求の手続き

誕生日以降に速やかに「年金請求書」を提出します。

(1〜2カ月後)

年金証書

手続きが完了すると「年金証書」、「年金決定通知書」が送付されます。

(50日後)

初回支払

原則、年金の受給権が発生した月の翌月から直前の支払月の前月分までの「報酬比例部分」が指定口座に振り込まれます。

定時支払

偶数月(15日)に2カ月分が指定口座に振り込まれます。

年金請求書(未請求の方)

新たに65歳から老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給できる人(厚生年金の加入期間が1年未満および国民年金のみ加入の人)に65歳誕生月の3カ月前に送付されます。

※特別支給の老齢厚生年金を受給中の方については、ハガキ形式の裁定請求書が送付されます。

年金請求の手続き

65歳誕生日以降速やかに「年金請求書」を提出します。

員の方には、左のような特典がございます。なお、JA広島市の管内にお住まいの方ならどなたでもJA広島市の組合員にご加入いただけます。

JA広島市の取り組み

JA広島市では、組合員のみなさまからのご相談にお応えできる職員の育成に向け、年金についての知識向上を目的に、毎年「年金アドバイザー

3級」の資格取得を職員に向けて推奨しており、現在100人以上の有資格者がいます。

このようにJA広島市では、みなさまからの年金相談に対応できる体制を整え、年金相談センターと支店とで常に連携をとって取り組んでおりますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

年金相談センター
☎082-831-5502

ふれあい倶楽部 まめでがんす

会員紹介者特典

新たな「まめでがんす」会員をご紹介ください!

ご紹介いただいた方が「まめでがんす」会員になられた場合

当JAの1,000円分のポイント^{※2}を進呈

※1 公的年金の予約者のご紹介は除きます。
※2 紹介者の方がJAポイントサービス会員の場合。

特典1

「まめでがんす定期貯金2」

JA広島市で公的年金(各種基金除く)をお受け取りいただいている組合員の方。

特典2

「年金予約定期貯金2」

JA広島市で公的年金(各種基金除く)のお受け取りをご予約いただいたJA広島市の組合員で55歳以上の方。

特典3

「企画旅行」のご案内

会員限定の企画旅行をご案内いたします。



特典4

「葬祭事業」のご案内

まめでがんす会員の方が、催事準備貯金「百歳倶楽部」をご契約いただくと、JA広島市の葬祭事業を特別価格でご利用いただけます。

百歳倶楽部



※掲載しております特典やサービスについては、2020年2月1日現在の内容です。